二　指定者が被指定者と世帯を異にする場合　指定者の年収が三百八十三万円未満であつて、かつ、当該年収が被指定者の年収より少ない場合において、次のイ又はロに該当するとき

イ　継続して一年以上の期間にわたつて、被指定者が指定者に対し毎月五万円以上の生計の援助を行つているとき

ロ　イに該当しない場合であつて、被指定者が指定者に対し年額六十万円以上の生計の援助を行つているとき

（法第二条第二項第六号の主務省令で定めるもの）

第二条の三　法第二条第二項第六号の主務省令で定めるものは、介護、介助その他収入以外の方法によつて指定者の生活の安定に主として寄与しているものとして指定者及びその配偶者等（同項第五号に規定する配偶者等をいう。第二条の五から第二条の七までにおいて同じ。）が共同して協会の定める書類により確認したものとする。

［条を加える。］

（法第二条第二項第七号の主務省令で定める場合）

第二条の四　法第二条第二項第七号の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　法第二条第二項第七号の死亡した者（以下この条から第二条の六までにおいて単に「死亡した者」という。）が同号の当該配偶者等（以下この条において単に「配偶者等」という。）と同一世帯であつた場合　死亡した者の死亡の当時における年収が三百八十三万円未満であつて、かつ、配偶者等の年収より少なかつた場合

二　死亡した者が配偶者等と世帯を異にしていた場合　死亡した者の死亡の当時における年収が三百八十三万円未満であつて、かつ、配偶者等の年収より少なかつた場合において、次のイ又はロに該当するとき

イ　継続して一年以上の期間にわたつて、配偶者等が死亡した者に対し毎月五万円以上の生計の援助を行つていたとき

ロ　イに該当しない場合であつて、配偶者等が死亡した者に対し年額六十万円以上の生計の援助を行つていたとき

（法第二条第二項第七号の確認）

第二条の五　法第二条第二項第七号の主務省令で定めるところによる確認（以下この条において単に「確認」という。）は、確認を受けようとする配偶者等が、協会に対し前条に定める場合に該当する旨を証明する書類として協会が定める書類を提出し、協会から受けるものとする。ただし、死亡した者に関する確認は一回に限り行うことができる。

［条を加える。］

（法第二条第二項第八号の主務省令で定めるもの）

第二条の六　法第二条第二項第八号の主務省令で定めるものは、介護、介助その他収入以外の方法によつて死亡した者の生活の安定に主として寄与していたものとしてその者の配偶者等が共同して協会の定める書類により確認したものとする。

［条を加える。］

（法第二条第二項第八号の主務省令で定めるものに該当する旨の確認）

第二条の七　法第二条第二項第八号の主務省令で定めるものに該当する旨の確認は、当該確認を受けようとする配偶者等が、協会に対し前条の書類を提出し、第二条の五に定める確認と併せて協会から受けるものとする。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。